

平成27年度 第1回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時 : 平成27年8月6日(木) 午後1時～

場 所 : 鶴岡市役所 委員会室

会 議 次 第

H27.8.6 平成 27 年度第 1 回国保運営協議会

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 報 告

(1) 国民健康保険税当初賦課状況について

(2) 被保険者証の一斉更新と滞納者対策について

(3) 後期高齢者医療制度の施行状況等について

(4) 保険制度改革について

(5) 鶴岡市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）について

(6) その他

5. 協 議

(1) 平成 26 年度鶴岡市国民健康保険特別会計決算について

(2) 平成 27 年度鶴岡市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算について

(3) 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について

(4) その他

6. その他

7. 閉 会

鶴岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(平成25年11月15日現在)

区分	氏名	就任年月日	備考
被保険者代表	難波篤	H25. 11. 15～	鶴岡市農業協同組合
	田中壽一	H25. 11. 15～	庄内たがわ農業協同組合
	田村伊佐男	H25. 11. 15～	山形県漁業協同組合
	齋藤邦夫	H25. 11. 15～	鶴岡商工会議所
	三浦英喜	H23. 11. 15～	出羽商工会
保険医・保険薬剤師代表	福原晶子	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	佐藤邦彦	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	佐久間正幸	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	伊藤弘恵	H23. 11. 15～	鶴岡地区歯科医師会
	長井ただお	H25. 11. 15～	鶴岡地区薬剤師会
公益代表	渡辺洋井	H23. 11. 15～	鶴岡市議会
	加藤鏞一	H21. 11. 15～	鶴岡市議会
	秋葉雄	H17. 11. 15～	鶴岡市議会
	佐藤博幸	H25. 11. 15～	鶴岡市議会
	本間新兵衛	H25. 11. 15～	鶴岡市議会
被用者保険等 保険者代表	鈴木木修	H24. 8. 7～	きらやか健康保険組合 (常務理事)
摘要	任期	平成25年11月15日 から 平成27年11月14日 まで	

(市)

職名	氏名
副市長	山本 益生
健康福祉部長	相澤 康夫
課税課長	五十嵐 和彦
納税課長	白幡 俊
健康課長	原田 真弓
藤島庁舎市民福祉課長	叶野 明美
羽黒庁舎市民福祉課長	押井 新一
櫛引庁舎市民福祉課長	山口 弘男
朝日庁舎市民福祉課長	佐藤 美鈴
温海庁舎市民福祉課長	石塚 みさ
健康課成人保健主査	増田 富美子
(事務局)	
国保年金課長	佐藤 茂巳
国保年金課課長補佐兼国保医療主査	秋庭 正典
国保年金課国保医療係長	菅原 智之
国保年金課国保医療係専門員	本間 伸一
国保年金課国保医療係主事	渡部 健太

[根拠条文]

○ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）

（国民健康保険運営協議会の組織）

第 3 条 国民健康保険運営協議会（第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則

（協議会を組織する委員の特例）

第 1 条の 2 協議会は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第 10 条第 1 項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

○ 鶴岡市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 133 号）

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第 2 条 鶴岡市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 人
- (3) 公益を代表する委員 5 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1 人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○ 鶴岡市国民健康保険規則（平成17年規則第92号）

(会長)

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

4 会議は、条例第2条第1号から第3号までに掲げる各委員1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(答申)

第5条 会長は、会議において議事を決定したときは、市長に答申し、又は意見を述べることができる。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、会長が指名する会議に出席した2人の委員とともに、これに署名しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部国保年金課において処理する。

(委任)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

資料 1

平成27年度国民健康保険税当初賦課状況 * 一般+退職 (本算定日(7/3)の賦課期日(4/1)現在)

医療保険分

	国保加入状況			税率				1人当り 調定額	1世帯当り 調定額	応益 割合 (%)	軽減世帯				
	被保険者数	世帯数	1世帯当り 被保数	応能割		応益割					7割	5割	2割	合計	
				所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)								
27	32,993	19,358	1.70	6.0	19.5	24,000	20,000	59,042	100,629	51.08%	5,383	3,027	2,319	10,729	55.4%
26	34,551	19,839	1.74	6.0	19.5	24,000	20,000	61,667	107,397	49.42%	5,185	2,828	2,363	10,376	52.3%
差	△ 1,558	△ 481	△ 0.04	0	0	0	0	△ 2,625	△ 6,768	1.66%	198	199	△ 44	353	3.1%

後期高齢者支援金等分

	国保加入状況			税率				1人当り 調定額	1世帯当り 調定額	応益 割合 (%)	軽減世帯				
	被保険者数	世帯数	1世帯当り 被保数	応能割		応益割					7割	5割	2割	合計	
				所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)								
27	32,993	19,358	1.70	2.4	10.0	7,800	9,500	23,123	39,409	48.83%	5,383	3,027	2,319	10,729	55.4%
26	34,551	19,839	1.74	2.4	10.0	7,800	9,500	23,995	41,789	47.40%	5,185	2,828	2,363	10,376	52.3%
差	△ 1,558	△ 481	△ 0.04	0	0	0	0	△ 872	△ 2,380	1.43%	198	199	△ 44	353	3.1%

介護保険分

	2号被保険者状況			税率				1人当り 調定額	1世帯当り 調定額	応益 割合 (%)	軽減世帯				
	被保険者数	世帯数	1世帯当り 被保数	応能割		応益割					7割	5割	2割	合計	
				所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)								
27	12,669	10,139	1.25	2.2	7.5	9,700	5,900	26,968	33,697	47.23%	2,310	1,465	1,263	5,038	49.7%
26	13,769	10,866	1.27	2.2	7.5	9,700	5,900	28,018	35,503	45.84%	2,323	1,447	1,294	5,064	46.6%
差	△ 1,100	△ 727	△ 0.02	0	0	0	0	△ 1,050	△ 1,806	1.39%	△ 13	18	△ 31	△ 26	3.1%

(参考H27.3.31現在) 全世帯数 48,293世帯、全人口 132,313人

○平成27年度当初賦課と予算見込の比較

単位:円

		予算見込			当初賦課			差	
		調定額	見込収納率	収入見込額	調定額	見込収納率	収入見込額	調定額	収入見込額
医療	一般	1,766,261,628	91.97%	1,624,430,819	1,760,086,844	91.97%	1,618,751,870	-6,174,784	-5,678,949
	退職	172,015,590	95.53%	164,326,493	142,930,056	95.53%	136,541,082	-29,085,534	-27,785,411
	計	1,938,277,218	92.00%	1,788,757,312	1,903,016,900	92.00%	1,755,292,952	-35,260,318	-33,464,360
支援	一般	692,815,574	91.68%	635,173,318	689,167,525	91.68%	631,828,787	-3,648,049	-3,344,531
	退職	67,490,848	95.38%	64,372,771	56,089,975	95.38%	53,498,618	-11,400,873	-10,874,153
	計	760,306,422	92.00%	699,546,089	745,257,500	92.00%	685,327,405	-15,048,922	-14,218,684
介護	一般	286,094,615	89.30%	255,482,491	274,034,799	89.30%	244,713,076	-12,059,816	-10,769,415
	退職	61,973,526	95.48%	59,172,323	49,132,801	95.48%	46,911,998	-12,840,725	-12,260,325
	計	348,068,141	90.00%	314,654,814	323,167,600	90.00%	291,625,074	-24,900,541	-23,029,740
合計		3,046,651,781	92.00%	2,802,958,215	2,971,442,000	92.00%	2,732,245,431	-75,209,781	-70,712,784

(参考)

		予算見込		本算定数値		差	
		所得割算定基礎	資産割算定基礎	所得割算定基礎	資産割算定基礎	所得割算定基礎	資産割算定基礎
医療	一般	14,686,862,258	837,962,826	15,351,503,395	847,422,700	664,641,137	9,459,874
	退職	1,705,980,592	95,464,278	1,191,297,537	80,594,600	-514,683,055	-14,869,678
	計	16,392,842,850	933,427,104	16,542,800,932	928,017,300	149,958,082	-5,409,804
支援	一般	14,686,862,258	837,962,826	15,351,503,395	847,422,700	664,641,137	9,459,874
	退職	1,705,980,592	95,464,278	1,191,297,537	80,594,600	-514,683,055	-14,869,678
	計	16,392,842,850	933,427,104	16,542,800,932	928,017,300	149,958,082	-5,409,804
介護	一般	7,241,335,454	321,495,528	7,367,628,598	298,713,100	126,293,144	-22,782,428
	退職	1,692,519,455	86,569,836	1,184,094,965	80,285,700	-508,424,490	-6,284,136
	計	8,933,854,909	408,065,364	8,551,723,563	378,998,800	-382,131,346	-29,066,564

		予算見込		本算定数値		差	
		被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数
医療	一般	29,733	17,736	30,181	17,163	448	-573
	退職	2,548	1,112	2,812	2,195	264	1,083
	計	32,281	18,848	32,993	19,358	712	510
支援	一般	29,733	17,736	30,181	17,163	448	-573
	退職	2,548	1,112	2,812	2,195	264	1,083
	計	32,281	18,848	32,993	19,358	712	510
介護	一般	9,990	7,866	9,984	7,945	-6	79
	退職	2,391	1,881	2,685	2,194	294	313
	計	12,381	9,747	12,669	10,139	288	392

○国保税(医療分・一般被保険者分)調定額の推移

(本算定日(7/3)の賦課期日(4/1)現在)

(注)但し、平成20年度以降は医療分+支援分の計

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(千円)								
賦課総額	2,952,585	3,178,640	3,061,128	2,657,394	2,707,932	2,492,328	2,389,105	2,483,354
(円)								
1人当り	59,488	65,521	65,936	70,756	72,242	68,877	68,489	74,156

	①	②	比較
平成25年度	平成26年度	平成27年度	②/①
			93.1%
2,827,879	2,682,141	2,496,639	-185,502
			96.3%
86,993	85,897	82,723	-3,174

平成27年9月1日から

国民健康保険被保険者証が 新しく変わります。



旧 被保険者証

新 被保険者証

(イメージ図)

- 退職者医療制度の方には、「退」と表示されています。
- 70歳から74歳の方は、高齢受給者証と一緒に医療機関窓口に提示してください。
- 被保険者証に変更があった場合は、必ず医療機関窓口に申し出てください。
- 職場の健康保険に加入した場合や、他市区町村に引越した場合は、お早めに国民健康保険資格喪失の手続きをしてください。

お問い合わせ先

鶴岡市健康福祉部国保年金課国保医療係 TEL.25-2111(内線124・128)
 藤島庁舎市民福祉課 TEL64-2113(内線136) 羽黒庁舎市民福祉課 TEL62-2111(内線117)
 櫛引庁舎市民福祉課 TEL57-2113(直通) 朝日庁舎市民福祉課 TEL53-2111(内線321)
 温海庁舎市民福祉課 TEL43-4614(直通)

平成27年度国保税滞納対策事業及び納付指導強化月間日程表

期 日	事 項	記 事	事務担当課
6月26日 (金)	新規短期証、資格証対象者抽出		国保年金課
7月1日 (水)	収納担当滞納対策事業打合せ 14時～ 別棟和室会議室	日程、作業内容、判定基準、取り扱い等 確認	納税・国保担当者
7月6日 (月) ～ 7月24日 (金)	催告書発送(滞納者対策パンフレット同封) 納付相談、夜間訪問等	システム入力(フラグ立て)	納税担当
7月27日 (月)	資格証審査資料 ↓		納税・国保
7月30日 (木)	審査会事務局打合せ1回目 14時～ 大会議室西	資格証明書候補者(新規・継続)確認	納税課長 国保年金課長 納税、国保担当者
7月31日 (金)	保険証返還予告(新規資格証) 弁明の機会通知発送(提出期限8/11)		国保年金課
8月上旬	短期証印刷	通常証と同日程	国保年金課
8月14日 (金)	審査会事務局打合せ2回目 14時～ 大会議室西	弁明書審査・資格証候補者の検討、確認 短期証対象者の確認	納税課長 国保年金課長 納税、国保担当者
8月17日 (月)	審査会事務局打合せ3回目 14時～ 大会議室西 (※8/14の2回目打合せを経て、なお 確認すべき事項があるときのみ開催)	弁明書審査・資格証候補者の検討、確認	納税課長 国保年金課長 納税、国保担当者
8月19日 (水)	滞納者審査会 (14:00～17:00 201会議室)	短期被保険者証(一覧リスト) 資格証明書(個別審査票) 交付決定の判断	副市長・総務部長・ 健康福祉部長・課税課 長・納税課長・国保年金 課長・納税、国保担当者
8月20日 (木)	短期証決定通知印刷		国保年金課
8月21日 (金)	短期証決定通知発送 資格証決定通知発送(返還命令)		国保年金課
8月24日 (月) ～ 9月30日 (水)	短期証窓口交付	納付相談、窓口交付 ↓	納税・国保
10月22日 (木)	未交付者分短期証郵送		国保年金課

平成 27 年度 後期高齢者医療制度の施行状況

1 被保険者数 (平成 27 年 3 月 31 日時点)

75 歳以上 22,639 人 障害認定者 719 人 計 23,358 人

(総人口 132,313 人に占める加入割合 17.65%)

2 本算定による保険料の賦課状況 (平成 27 年 7 月 15 日通知)

(1) 保険料率 均等割 39,500 円 所得割 7.84%

(2) 1 人当たり平均保険料 37,527 円 (軽減後)

対前年度 (38,810 円) 比 1,283 円減 (3.3%減)

(3) 平成 27 年度軽減措置 2 割軽減・5 割軽減の拡大

(4) 軽減状況	均等割	9 割軽減	3,781 人	16.11%
		〃 (被扶養者)	4,493 人	19.15%
		8.5 割軽減	4,748 人	20.23%
		5 割軽減	2,062 人	8.79%
		2 割軽減	1,519 人	6.47%
		計	16,603 人	70.75%
	所得割	5 割軽減	2,436 人	10.38%

賦課被保総数
23,466 人

※ 被用者保険被扶養者に対する軽減措置→所得割なし、均等割 9 割軽減
(年間 3,900 円)

(5) 限度額 (57 万円) 超の対象者 79 人

(6) 徴収区分別の被保険者数

特別徴収	20,661 人	88.05%	
普通徴収	2,805 人	11.95%	計 23,466 人

3 短期被保険者証の交付状況 33 人 (7 月 1 日時点の滞納者数 134 人)

※ 平成 26 年度収納率 (平成 27 年 5 月 31 日時点)

- ・ 現年度分 普通徴収 97.83% 特別徴収 + 普通徴収 99.38%
- ・ 滞納繰越分 33.25%

公費拡充

○国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、29年度以降毎年約3,400億円の財政支援(平成27年度は低所得者対策として保険者支援制度を1,700億円拡充)の拡充等を実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ・公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ・被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

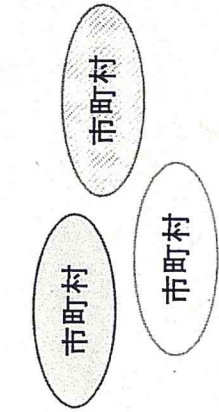
運営の在り方の見直し

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

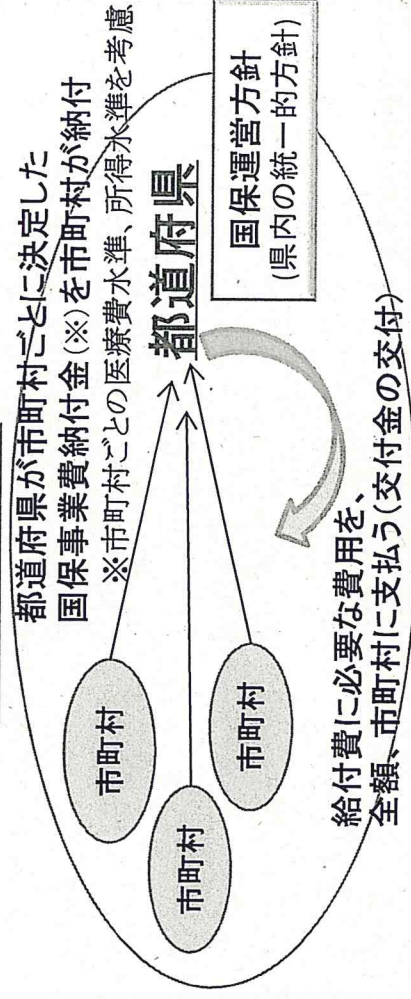
- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う ※保険料率は市町村ごとに決定

【現行】市町村が個別に運営



【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



国民健康保険の改革による制度の安定化（公費拡充）

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

<平成30年度から実施>（毎年約1,700億円）

- 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等）
- 保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- 財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等）等

・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等（平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円）

・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

改革後の国保の運営の在り方について（都道府県と市町村のそれぞれの役割）

改革の方向性

- 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進

都道府県の主な役割

市町村の主な役割

財政運営の責任主体

- ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定
- ・ 財政安定化基金の設置・運営

- ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付

国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進

- ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）

※4. と5. も同様

4. 保険料の決定
賦課・徴収

標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表

- ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定
- ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収

5. 保険給付

- ・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い
- ・ 市町村が行った保険給付の点検

- ・ 保険給付の決定
- ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等

6. 保健事業

- ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

（データヘルス事業等）

国民健康保険特別会計（事業勘定） 平成26年度決算の概要

【歳入】

(単位：千円)

款 項	H26最終予算(A)	H25決算額(B)	H26決算額(C)	差引(C-A)	差引(C-B)	備 考
1 国民健康保険税	3,160,302	3,386,603	3,193,547	33,245	▲ 193,056	
一般分	2,820,863	2,998,746	2,857,999	37,136	▲ 140,747	
退職分	339,439	387,857	335,548	▲ 3,891	▲ 52,309	
2 督促手数料	1,500	1,527	1,429	▲ 71	▲ 98	
3 国庫支出金	3,034,792	3,050,354	2,988,248	▲ 46,544	▲ 62,106	
療養給付費等負担金	2,119,376	2,236,190	2,130,612	11,236	▲ 105,578	
財政調整交付金	826,957	735,441	776,029	▲ 50,928	40,588	
4 県支出金	721,406	687,098	683,364	▲ 38,042	▲ 3,734	
財政調整交付金	632,947	609,304	602,600	▲ 30,347	▲ 6,704	
5 療養給付費交付金	1,086,932	1,080,204	847,572	▲ 239,360	▲ 232,632	
6 前期高齢者交付金	3,155,286	3,104,579	3,153,922	▲ 1,364	49,343	
7 共同事業交付金	1,395,355	1,294,120	1,317,043	▲ 78,312	22,923	
高額医療費共同事業	227,882	234,709	222,790	▲ 5,092	▲ 11,919	
保険財政共同安定化事業	1,167,473	1,059,411	1,094,253	▲ 73,220	34,842	
8 利子及び配当金	3,319	2,263	2,443	▲ 876	180	
9 一般会計繰入金	713,149	675,803	703,655	▲ 9,494	27,852	
保険基盤安定分	469,902	443,422	520,802	50,900	77,380	
事務費分	68,892	71,485	59,812	▲ 9,080	▲ 11,673	
財政安定化支援事業分	87,317	87,317	53,877	▲ 33,440	▲ 33,440	
国庫支出金減額遡及分	52,038	52,014	45,176	▲ 6,862	▲ 6,838	
給付基金繰入金	110,000	0	0	▲ 110,000	0	
10 前年度繰越金	239,808	141,537	239,807	▲ 1	98,270	
11 諸収入	50,688	34,321	48,991	▲ 1,697	14,670	
計	13,672,537	13,458,409	13,180,021	▲ 492,516	▲ 278,388	

【歳出】

(単位：千円)

款 項	H26最終予算(A)	H25決算額(B)	H26決算額(C)	差引(C-A)	差引(C-B)	備 考
1 総務費	82,681	78,243	75,447	▲ 7,234	▲ 2,796	
総務管理費	52,801	52,206	49,082	▲ 3,719	▲ 3,124	
徴税費	28,326	25,376	25,477	▲ 2,849	101	
運営協議会費	852	474	314	▲ 538	▲ 160	
2 保険給付費	8,947,240	8,659,433	8,553,747	▲ 393,493	▲ 105,686	
療養諸費	7,985,634	7,763,770	7,646,053	▲ 339,581	▲ 117,717	
高額療養費	894,929	852,400	860,234	▲ 34,695	7,834	
3 後期高齢者支援金等	1,806,666	1,825,535	1,807,367	701	▲ 18,168	
4 前期高齢者納付金等	1,277	1,774	1,384	107	▲ 390	
5 老人保健拠出金	97	85	79	▲ 18	▲ 6	
6 介護保険納付金	864,076	867,538	863,126	▲ 950	▲ 4,412	
7 共同事業拠出金	1,512,814	1,391,172	1,423,917	▲ 88,897	32,745	
高額医療費共同事業	260,118	217,812	236,975	▲ 23,143	19,163	
保険財政共同安定化事業	1,252,596	1,173,356	1,186,938	▲ 65,658	13,582	
8 保健事業費	226,006	202,839	197,843	▲ 28,163	▲ 4,996	
特定健診等事業	150,758	130,014	127,502	▲ 23,256	▲ 2,512	
9 基金積立金	26,660	26,132	26,221	▲ 439	89	
10 公債費	1,500	9	50	▲ 1,450	41	
11 諸支出金	193,520	165,842	178,296	▲ 15,224	12,454	
12 予備費	10,000	0	0	▲ 10,000	0	
計	13,672,537	13,218,602	13,127,477	▲ 545,060	▲ 91,125	

【差引等】

(単位：千円)

項 目	H26	H25	増 減	備 考
形式収支	52,544	239,807	▲ 187,263	
単年度収支	▲ 161,041	124,402	▲ 285,443	
給付基金残高	578,282	552,060	26,222	

平成26年度国民健康保険特別会計(事業勘定)

確定版

2015/7/30

2015/7/30 11:44

単位:円

Main financial statement table with columns for account number, description, and amount. Includes sub-sections for 'Income' and 'Expenditure'.

Summary table for the fiscal year 2015, showing totals for various categories and a comparison with the previous year.

備考 (Remarks) section containing additional notes and data.

備考 (Remarks) section containing additional notes and data.

備考 (Remarks) section containing additional notes and data.

鶴岡市国民健康保険の財政見通し

[平成26年度決算時点]

歳入

年度	(決算額)	
	平成25年度	平成26年度
国保税	3,386,603	3,193,547
国県支出金	3,737,452	3,671,612
療給交付金	1,080,204	847,572
前期交付金	3,104,579	3,153,922
共同事業交付金	1,294,120	1,317,043
一般会計繰入金	675,803	703,655
基金繰入金	0	0
前年度繰越金	141,537	239,807
その他収入	38,111	52,863
歳入計	13,458,409	13,180,021

⇒

年度	(見込額)	(推計額)	(単位:千円)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2,878,991	2,763,831	2,653,278
	3,697,345	3,828,872	3,993,027
	769,959	595,693	388,799
	3,154,251	3,238,783	3,281,215
	3,043,667	3,032,198	3,028,226
	920,885	920,511	916,277
	358,321	248,512	1,821
	52,544	0	0
	54,088	54,089	54,089
	14,930,051	14,682,489	14,316,732

歳出

年度	(決算額)	
	平成25年度	平成26年度
事務費	78,243	75,447
保険給付費	8,659,433	8,553,747
各種拠出金等	2,694,932	2,671,956
共同事業拠出金	1,391,172	1,423,917
保健事業費	202,839	197,843
基金積立金	26,132	26,221
その他支出	165,851	178,346
歳出計	13,218,602	13,127,477

⇒

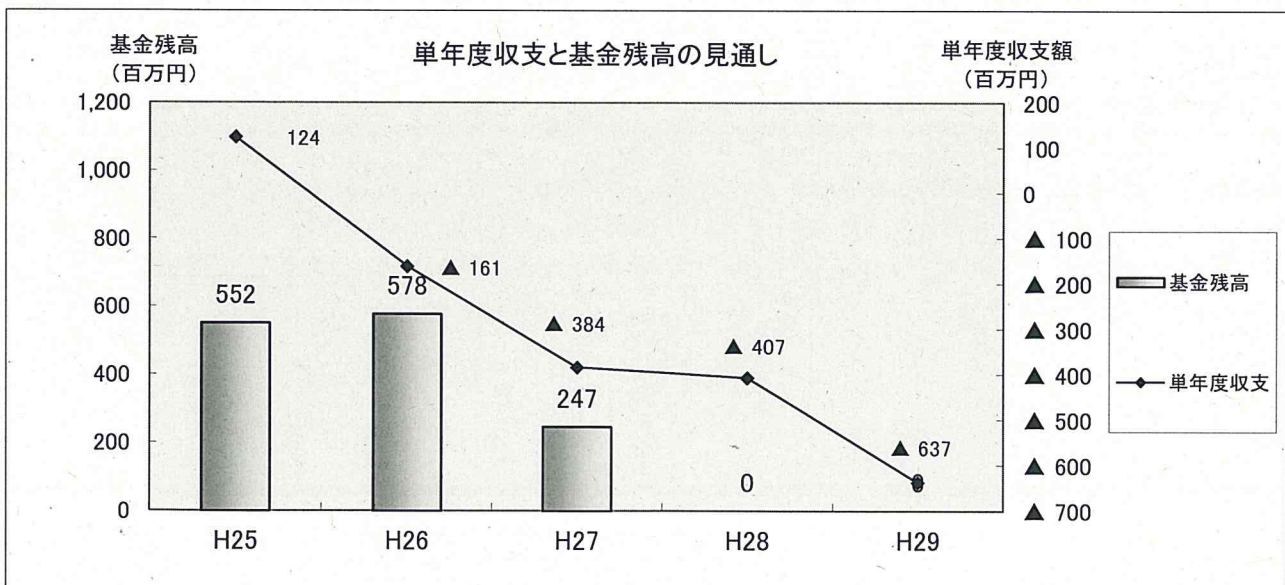
年度	(単位:千円)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	81,014	78,916	76,881
	8,682,440	8,771,654	8,818,727
	2,529,135	2,462,928	2,533,816
	3,270,021	3,264,613	3,259,200
	217,640	217,640	217,640
	26,735	1,816	1,821
	123,066	45,431	45,431
	14,930,051	14,842,998	14,953,516

収支等

年度	(決算額)	
	平成25年度	平成26年度
形式収支	239,807	52,544
単年度収支	124,402	▲ 161,041
年度末基金残高	552,060	578,282

⇒

年度	(単位:千円)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	0	▲ 160,509	▲ 636,784
	▲ 384,130	▲ 407,205	▲ 636,784
	246,696	0	0



平成26年度国民健康保険税収納状況

単位：円

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	不 納 欠 損 額	繰 越 額	収 納 率 %	前 年 度 収 納 率 %	増 減 ポ イ ント	
現年度分	医療一般	1,888,485,203	1,737,212,014	151,273,189	15,600	151,257,589	91.99	91.88	0.11
	支援一般	734,723,598	675,757,939	58,965,659	6,200	58,959,459	91.97	91.71	0.26
	介護一般	297,171,694	264,880,464	32,291,230	0	32,291,230	89.13	89.03	0.1
	一般計	2,920,380,495	2,677,850,417	242,530,078	21,800	242,508,278	91.70	91.54	0.16
	医療退職	192,391,997	183,296,003	9,095,994	21,800	9,074,194	95.27	95.04	0.23
	支援退職	75,002,202	71,405,051	3,597,151	8,600	3,588,551	95.20	94.93	0.27
	介護退職	71,435,506	68,016,399	3,419,107	7,800	3,411,307	95.21	95.02	0.19
	退職計	338,829,705	322,717,453	16,112,252	38,200	16,074,052	95.24	95.01	0.23
	現年計	3,259,210,200	3,000,567,870	258,642,330	60,000	258,582,330	92.06	91.94	0.12
	滞納 繰越分	医療一般	820,683,455	119,418,560	701,264,895	136,385,152	564,879,743	14.55	14.19
支援一般		249,584,812	38,414,437	211,170,375	34,669,063	176,501,312	15.39	15.62	-0.23
介護一般		154,124,036	22,314,935	131,809,101	21,617,565	110,191,536	14.48	14.74	-0.26
一般計		1,224,392,303	180,147,932	1,044,244,371	192,671,780	851,572,591	14.71	14.51	0.2
医療退職		43,550,725	7,543,974	36,006,751	4,644,527	31,362,224	17.32	18.22	-0.9
支援退職		14,345,066	2,697,151	11,647,915	1,103,284	10,544,631	18.80	20.09	-1.29
介護退職		13,948,492	2,589,817	11,358,675	1,126,297	10,232,378	18.57	19.32	-0.75
退職計		71,844,283	12,830,942	59,013,341	6,874,108	52,139,233	17.86	18.76	-0.9
滞繰計		1,296,236,586	192,978,874	1,103,257,712	199,545,888	903,711,824	14.89	14.72	0.17
合計		医療一般	2,709,168,658	1,856,630,574	852,538,084	136,400,752	716,137,332	68.53	67.47
	支援一般	984,308,410	714,172,376	270,136,034	34,675,263	235,460,771	72.56	74.06	-1.5
	介護一般	451,295,730	287,195,399	164,100,331	21,617,565	142,482,766	63.64	63.88	-0.24
	一般計	4,144,772,798	2,857,998,349	1,286,774,449	192,693,580	1,094,080,869	68.95	68.57	0.38
	医療退職	235,942,722	190,839,977	45,102,745	4,666,327	40,436,418	80.88	82.56	-1.68
	支援退職	89,347,268	74,102,202	15,245,066	1,111,884	14,133,182	82.94	85.58	-2.64
	介護退職	85,383,998	70,606,216	14,777,782	1,134,097	13,643,685	82.69	85.01	-2.32
	退職計	410,673,988	335,548,395	75,125,593	6,912,308	68,213,285	81.71	83.71	-2
	合計	4,555,446,786	3,193,546,744	1,361,900,042	199,605,888	1,162,294,154	70.10	70.02	0.08

※還付未済額を除く。

平成26年度 国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)決算

【歳入】

単位：円

款	項	目	節・説明	予算現額(A)	H25決算額(B)	H26決算額(C)	差引(C-A)	差引(C-B)	備考	
1	1	国民健康保険診療報酬収入	現年度分	4,537,000	4,464,933	3,993,492	△ 543,508	△ 471,441		
			2 社会保険診療報酬収入	現年度分	1,081,000	1,287,930	1,654,355	573,355	366,425	
			3 後期高齢者診療報酬収入	現年度分	15,487,000	15,195,140	13,280,195	△ 2,206,805	△ 1,914,945	
			4 一部負担金収入	現年度分	3,715,000	3,837,068	3,577,917	△ 137,083	△ 259,151	
				未収繰越分	2,000	0	0	△ 2,000	0	
			小計	3,717,000	3,837,068	3,577,917	△ 139,083	△ 259,151		
	5 その他の診療報酬収入	現年度分	593,000	645,280	727,356	134,356	82,076			
	計				25,415,000	25,430,351	23,233,315	△ 2,181,685	△ 2,197,036	
	2	1 諸検査等収入	諸検査等収入	58,000	68,224	39,556	△ 18,444	△ 28,668		
	計				25,473,000	25,498,575	23,272,871	△ 2,200,129	△ 2,225,704	
2	1	施設使用料	自動車使用料	76,000	37,200	23,160	△ 52,840	△ 14,040		
			2 文書料	文書料	2,000	10,300	2,160	160	△ 8,140	
			2 福祉医療手数料	福祉医療手数料	2,000	2,750	5,350	3,350	2,600	
			計	4,000	13,050	7,510	3,510	△ 5,540		
計				80,000	50,250	30,670	△ 49,330	△ 19,580		
3	1	一般会計繰入金	一般会計繰入金	17,822,000	19,883,000	14,411,000	△ 3,411,000	△ 5,472,000		
			2 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	14,976,000	7,850,000	14,976,000	0	7,126,000	
			計	32,798,000	27,733,000	29,387,000	△ 3,411,000	1,654,000		
4	1 繰越金	前年度繰越金	2,000	164,913	188,423	186,423	23,510			
5	1 雑入	雑入	2,000	60	5,330	3,330	5,270			
合 計				58,355,000	53,446,798	52,884,294	△ 5,470,706	△ 562,504		

【歳出】

単位：円

款	項	目	予算現額(A)	H25決算額(B)	H26決算額(C)	差引(C-A)	差引(C-B)	備考	
1	1	一般管理費	44,780,000	41,493,376	41,133,518	△ 3,646,482	△ 359,858		
		計	44,780,000	41,493,376	41,133,518	△ 3,646,482	△ 359,858		
2	1	医療用器材費	医療用器材費	100,000	0	0	△ 100,000	0	
			2 医薬品衛生材料費	12,737,000	11,241,310	11,059,804	△ 1,677,196	△ 181,506	
			3 医療用消耗品費	636,000	523,689	272,007	△ 363,993	△ 251,682	
			計	13,473,000	11,764,999	11,331,811	△ 2,141,189	△ 433,188	
3	1 償還金	2,000	0	0	△ 2,000	0			
4	1 予備費	100,000	0	0	△ 100,000	0			
合 計				58,355,000	53,258,375	52,465,329	△ 5,889,671	△ 793,046	

平成26年度 国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)決算

施設別

(上田沢診療所)

【歳入】

単位：円

款	項	目	節・説明	予算現額①	決算額②	比較増減②-①	備考		
1	診療収入	外来収入	1 国民健康保険診療報酬収入	現年度分	783,000	506,722	△ 276,278		
			2 社会保険診療報酬収入	現年度分	71,000	344,298	273,298		
			3 後期高齢者診療報酬収入	現年度分	5,482,000	3,954,953	△ 1,527,047		
			4 一部負担金収入	現年度分	926,000	770,736	△ 155,264		
				未収繰越分	1,000	0	△ 1,000		
			小計			927,000	770,736	△ 156,264	
			5 その他の診療報酬収入	現年度分	107,000	194,810	87,810		
			計			7,370,000	5,771,519	△ 1,598,481	
			2 1 諸検査等収入	諸検査等収入	29,000	19,778	△ 9,222		
			計			7,399,000	5,791,297	△ 1,607,703	
2	使用料等	1 1 施設使用料	自動車使用料	25,000	2,160	△ 22,840			
		2 1 文書料	文書料	1,000	0	△ 1,000			
		2 福祉医療手数料	福祉医療手数料	1,000	700	△ 300			
		計			2,000	700	△ 1,300		
3	繰入	1 1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	7,220,866	6,214,000	△ 1,006,866			
		2 1 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	8,522,000	8,522,000	0			
		計			15,742,866	14,736,000	△ 1,006,866		
4 1 1 繰越金	前年度繰越金	1,000	50,888	49,888					
5 1 1 雑入	雑入	1,000	80	△ 920					
合 計			23,170,866	20,581,125	△ 2,589,741				

【歳出】

単位：円

款	項	目	予算現額①	決算額②	比較増減②-①	備考
1	1	1 一般管理費	19,187,866	17,386,282	△ 1,801,584	
計			19,187,866	17,386,282	△ 1,801,584	
2	医療費	1 1 医療用器材費	50,000	0	△ 50,000	
		2 医薬品衛生材料費	3,700,000	3,007,486	△ 692,514	
		3 医療用消耗品費	182,000	52,342	△ 129,658	
計			3,932,000	3,059,828	△ 872,172	
3 1 1 償還金		1,000	0	△ 1,000		
4 1 1 予備費		50,000	0	△ 50,000		
合 計			23,170,866	20,446,110	△ 2,724,756	

(大網診療所)

【歳入】

単位：円

款	項	目	節・説明	予算現額①	決算額②	比較増減②-①	備考		
1	診療収入	外来収入	1 国民健康保険診療報酬収入	現年度分	3,754,000	3,486,770	△ 267,230		
			2 社会保険診療報酬収入	現年度分	1,010,000	1,310,057	300,057		
			3 後期高齢者診療報酬収入	現年度分	10,005,000	9,325,242	△ 679,758		
			4 一部負担金収入	現年度分	2,789,000	2,807,181	18,181		
				過年度分	1,000	0	△ 1,000		
			小計			2,790,000	2,807,181	17,181	
			5 その他の診療報酬収入	現年度分	486,000	532,546	46,546		
			計			18,045,000	17,461,796	△ 583,204	
			2 1 諸検査等収入	諸検査等収入	29,000	19,778	△ 9,222		
			計			18,074,000	17,481,574	△ 592,426	
2	使用料等	1 1 施設使用料	自動車使用料	51,000	21,000	△ 30,000			
		2 1 文書料	文書料	1,000	2,160	1,160			
		2 福祉医療手数料	福祉医療手数料	1,000	4,650	3,650			
		計			2,000	6,810	4,810		
3	繰入	1 1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	10,601,134	8,197,000	△ 2,404,134			
		2 1 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	6,454,000	6,454,000	0			
		計			17,055,134	14,651,000	△ 2,404,134		
4 1 1 繰越金	前年度繰越金	1,000	137,535	136,535					
5 1 1 雑入	雑入	1,000	5,250	4,250					
合 計			35,184,134	32,303,169	△ 2,880,965				

【歳出】

単位：円

款	項	目	予算現額①	決算額②	比較増減②-①	備考
1	1	1 一般管理費	25,592,134	23,747,236	△ 1,844,898	
計			25,592,134	23,747,236	△ 1,844,898	
2	医療費	1 1 医療用器材費	50,000	0	△ 50,000	
		2 医薬品衛生材料費	9,037,000	8,052,318	△ 984,682	
		3 医療用消耗品費	454,000	219,665	△ 234,335	
計			9,541,000	8,271,983	△ 1,269,017	
3 1 1 償還金		1,000	0	△ 1,000		
4 1 1 予備費		50,000	0	△ 50,000		
合 計			35,184,134	32,019,219	△ 3,164,915	

朝日地域国保直営診療所における過去10年の推移データ(診療状況)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	増減率 H26/H25
区域内人口 (人)	上田沢診療所	851	814	791	769	747	730	683	662	634	612	-3.5%
	大網診療所	539	525	507	498	473	450	413	414	396	384	-3.0%
	計	1,390	1,339	1,298	1,267	1,220	1,180	1,096	1,076	1,030	996	-3.3%
診療日数 (日)	上田沢診療所	142	146	143	143	142	145	146	144	143	145	1.4%
	大網診療所	142	146	143	144	142	145	146	144	143	144	0.7%
	計	284	292	286	287	284	290	292	288	286	289	1.0%
レセプト件数 (件)	上田沢診療所	739	685	603	568	553	523	458	406	367	331	-9.8%
	大網診療所	1,938	1,828	1,786	1,677	1,472	1,440	1,372	1,318	1,263	1,260	-0.2%
	計	2,677	2,513	2,389	2,245	2,025	1,963	1,830	1,724	1,630	1,591	-2.4%
利用延べ人数 (人)	上田沢診療所	1,567	1,460	1,172	1,168	1,162	1,132	1,117	948	804	686	-14.7%
	大網診療所	3,875	3,682	3,573	3,265	2,893	2,676	2,477	2,386	2,269	2,120	-6.6%
	計	5,442	5,142	4,745	4,433	4,055	3,808	3,594	3,334	3,073	2,806	-8.7%
1日当り 平均利用人数 (人)	上田沢診療所	11.0	10.0	8.2	8.2	8.2	7.8	7.7	6.6	5.6	4.7	-16.1%
	大網診療所	27.3	25.2	25.0	22.7	20.4	18.4	17.0	16.6	15.9	14.7	-7.5%
	計	19.2	17.6	16.6	15.4	14.3	13.1	12.3	11.6	10.7	9.7	-9.3%
往診件数 (件)	上田沢診療所	70	97	82	46	68	107	81	95	19	6	-68.4%
	大網診療所	78	68	61	96	104	58	34	37	58	41	-29.3%
	計	148	165	143	142	172	165	115	132	77	47	-39.0%

鶴岡市朝日庁舎市民福祉課

特定健康診査等の実施状況について

1 特定健康診査 平成26年度実施状況 ※法定報告基準 平成27年6月末現在値

受診形態	集団健診		個別健診	人間ドック利用型
会場	コミセン、公民館等		市内医療機関	市内5健診・医療機関
実施方式	委託			
対象年齢	40～74歳		70～74歳	40～74歳
受診券	国保加入者へ3月下旬に送付			
健診期間	通年		6～9月	通年
自己負担金額	40歳～64歳	65歳～・ 市民税非課税	300円	1,500円
	1,500円	300円		
対象者数	23,955人			
受診者数	3,589人		154人	8,325人
合計受診者数	12,068人			
合計受診率	50.4%			

※ 法定報告値は毎年11月に確定する。

平成25年度までの実施状況は国県負担金基準（年度途中保険加入・脱退者を含む）で計上していたが、平成26年度分は実施計画【参考1】に合わせ法定報告基準（年度途中保険加入・脱退者を含まない）で計上している。

2 特定保健指導 平成26年度実施状況 ※法定報告基準 平成27年6月末現在値

	積極的支援	動機付け支援	計
会場	各検査機関（一部市施設）		
実施方式	委託（一部直営）		
自己負担金額	無料		
対象者数	424人	940人	1,364人
実施者（終了）数	53人	287人	340人
実施（終了）率	12.5%	30.5%	24.9%
現在実施中の者	44人	111人	155人
実施中の者の率	10.4%	11.8%	11.4%

※ 対象者・実施者は平成25年度からの継続実施分を含んでいる。

【参考1】 鶴岡市国民健康保険「第二期特定健康診査等実施計画」

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国保加入者数（40～74歳）	25,228人	24,853人	24,691人	24,377人	24,138人
特定健診受診者数	13,371人	13,669人	14,074人	14,383人	14,483人
特定健診受診率	53%	55%	57%	59%	60%
特定保健指導対象者数	1,805人	1,777人	1,689人	1,582人	1,593人
特定保健指導実施（終了）率	34%	40%	46%	53%	60%
特定保健指導実施者	614人	711人	777人	839人	956人

【参考2】 各年度の実施状況

※法定報告値

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特定健診受診率	50.0%	48.6%	49.7%	51.1%	50.8%	51.2%
特定保健指導実施（終了）率	10.3%	12.0%	27.0%	29.6%	25.6%	32.5%

国民健康保険特別会計（事業勘定）の補正（平成 27 年 9 月）

【歳入の補正】

- ・ 国庫支出金（特別調整交付金） 6,211 千円

【歳出の補正】

- ・ 特定健康診査等事業費 6,211 千円

（国保ヘルスアップ事業 内訳）

- ① 特定健診未受診者対策事業 2,931 千円
- ② 特定健診受診者フォローアップ（特定保健指導未利用者対策事業） 499 千円
- ③ 生活習慣病の 1 次予防に重点を置いた取組（早期介入保健指導事業）
2,781 千円

鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正（平成 27 年 9 月）

【改正の概要】

- 1 国民健康保険税の減免申請期限の改正

納期限前 3 日 → 納期限

- 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

鶴岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 鶴岡市国民健康保険税条例（平成17年条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減免) 第24条 (略) 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 (略)</p>	<p>(減免) 第24条 (略) 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前3</u>日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 (略)</p>